

町議会3月定例会では、平成20年度一般会計当初予算や補正予算、葛巻町国民健康保険条例の一部改正など26議案が審議され、原案どおり可決されました。

ここでは、8年ぶりに改正された国民健康保険税の改正など、主な内容についてお知らせします。

◆国保税の税率が改正されました

国民健康保険税が、増える医療費や後期高齢者医療制度の創設による医療費支援の対応のため、平成十二年の改正以来八年ぶりに改正されます。

高額になっている医療費

町の医療費は毎年増え続けていて、平成十九年一月から十二月までの一年間では、七十五歳未満の医療費は8億6903万円（一人当たり25万3213円）、七十五歳以上では7億9430万円（一人当たり66万1918円）、合わせて16億6333万円という状況です。このうち保険者である町が13億7123万円（総医療費の82.4%）を保険給付しています。この保険給付費の中には国や県の負担金等のほかに国保に加入している皆さんから負担していただいている国保税が含まれています。

医療費が増えると国保税も多く必要になります。

後期高齢者医療への支援

今月から七十五歳以上のすべての人が加入する後期高齢者医療制度が始まります。この制度の創設に伴い国保税

の負担が、これまでの医療分と介護分に加えて後期高齢者支援金分が導入されることになりました。後期高齢者の医療費の五割は、国や県が負担し、一割を後期高齢者の保険料、残りの四割を町などの保険者が支援しようというものです。

必要と見込まれる保険税

平成二十年度に必要な見込まれる保険税の総額は、二億七千万円になります。

この総額を確保するため、加入世帯数、被保険者数、住民税及び固定資産税の課税状況等から試算した結果、表-1のとおり平等割、均等割、資産割及び所得割について税率を改めることとなりました。

表-1

	所得割		資産割		均等割 (1人当たり)		平等割 (1世帯当たり)	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
医療分	6.0%	5.0%	30.0%	25.0%	20,000円	17,000円	26,000円	24,000円
支援分		1.7%		9.5%		5,600円		7,800円
介護分	0.7%	1.5%	5.5%	10.0%	5,600円	8,000円	4,000円	7,000円

◆後期高齢者医療事務の条例制定

後期高齢者医療制度が四月一日に施行されることに伴って、制度運営のための事務に関し必要な事項を定めました。後期高齢者医療広域連合（以下、「広域連合」といいます）が行いますが、町が行う保険料の普通徴収の納期などが決められました。

年額十八万円以上の年金受給者は、保険料が年金から天引きされる特別徴収になりますが、それ以外の人は個別に収める普通徴収になり、納期は表のようになります。普通徴収、特別徴収のいずれも保険料の額は、四月に広域連合が七十五歳以上の全員に通知します。後期高齢者医療制度は、国や県、町と加入者の皆さんの保険料とでまかなわれます。期限内納付にご協力ください。

普通徴収の納期

第1期	7月1日～7月31日まで
第2期	8月1日～8月31日まで
第3期	9月1日～9月30日まで
第4期	10月1日～10月31日まで
第5期	11月1日～11月30日まで
第6期	12月1日～12月31日まで
第7期	翌年1月1日～1月31日まで
第8期	翌年2月1日～2月28日まで（うるう年の場合は、29日まで）
第9期	翌年3月1日～3月31日まで

◆道路占用料を改定

道路法施行令の改正で、国の道路占用料が改定されたことにより、町道等に電柱や電話柱などを設置するために道路を継続して使用する場合の占用料が改定されました。

人権擁護委員に

近藤道雄さん再任

人権擁護委員に近藤道雄さん（72歳・田子）が四月一日付けで再任されました。

人権擁護委員は、皆さんからの人権相談を受けています。家庭や地域でのトラブルなどの相談に応じ、解決のためのアドバイスや法的手続きなどの方法を助言しています。

近藤さんのほか大石ヒロ子さん（茶屋場）と深澤進さん（野中）も引き続き担当していますので、お気軽にご相談ください。

20年度

保険税はこうなります



例1: 夫67歳、妻65歳の2人世帯（収入は国民年金のみ固定資産税3万円の場合）

	所得割	資産割	均等割	平等割	計
医療分	0	7,500	10,200	7,200	24,900
支援分	0	2,850	3,360	2,340	8,550
介護分	0	0	0	0	0
計	0	10,350	13,560	9,540	33,450

※7割軽減世帯に該当



例2: 夫47歳、妻43歳、子ども2人の4人世帯（事業所得200万円、固定資産税5万円の場合）

	所得割	資産割	均等割	平等割	計
医療分	83,500	12,500	68,000	24,000	188,000
支援分	28,390	4,750	22,400	7,800	63,340
介護分	25,050	5,000	16,000	7,000	53,050
計	136,940	22,250	106,400	38,800	304,390

◆住基カードを3年間無料化



住民基本台帳カードの普及促進を図るため、四月一日から平成二十三年三月三十一日までの三年間、住民基本台帳カード交付手数料を無料にします。

このカードは、公的身分証明書にもなる顔写真付きのカードで、確定申告等が自宅パソコンからできる便利なカードです。

